

議提第1号

北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成28年 3月 2日

提出者	白石市議会議員	志村 新一郎
賛成者	白石市議会議員	山田 裕一
〃	〃	保科 善一郎
〃	〃	伊藤 勝美
〃	〃	澁谷 政義
〃	〃	佐藤 秀行
〃	〃	松野 久郎

白石市議会議長 佐久間 儀郎 殿

北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める意見書

2月7日、北朝鮮は今年1月6日の核実験に続いてミサイル発射を強行した。

我が国を初めとする国際社会が、北朝鮮に対し強く自制を求めてきたにもかかわらず、ミサイル発射という暴挙に出たことは、我が国及び周辺地域のみならず、国際社会全体の平和と安全を損なう行為であり、断じて容認できない。

国連安全保障理事会では、これまで幾度も北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施に対する決議を行っており、前回、平成24年12月にミサイルを発射した際には、全会一致で非難決議が採択されている。

このような中、今回もミサイル発射を強行したことは、国際社会に対する重大な挑発行為であることは明白である。

このような北朝鮮の行為に対しては、国際社会が結束して対決姿勢を明確にするとともに我が国においても厳しく対処する必要がある。

国におかれては、北朝鮮に対して毅然とした対応をされるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北朝鮮に断固たる抗議の意思を表明することはもちろん、2月8日の国連安全保障理事会による緊急の非難声明を踏まえ、米国、韓国などの関係国と連携し、同理事会における新たな制裁決議の早期採択に積極的に取り組むこと。
- 2 我が国独自の対北朝鮮措置について、拉致被害者問題も考慮し、より効果的な措置を速やかに実行すること。
- 3 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実を初めとする国民保護措置の強化とともに、弾道ミサイル防衛体制のさらなる整備等により、国民の安全・安心に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

宮城県白石市議会

衆議院議長
參議院議長
內閣總理大臣
外務大臣
防衛大臣
內閣官房長官

大山安岸中菅

島崎倍田谷

理正晋文義

森昭三雄元偉

殿殿殿殿殿